

知的財産ポリシー

令和8年4月28日

福島国際研究教育機構

福島国際研究教育機構（以下、「機構」という。）は、福島復興再生特別措置法に基づく特殊法人であり、国の公的な研究開発機関として、福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化を機構の使命として明確に位置づけ、機構の事業活動に関連して創出または取得した全ての知的財産¹を最大限社会に還元するために、公益性や事業性を考慮しながら、知的財産権²やノウハウとしての保護、知的財産権の許諾の方針等、知的財産の取扱いについて戦略的に取り組む。

本知的財産ポリシーは、機構の知的財産に関する基本方針を明文化し、機構内の人材による知的財産に対する理解を深めることにより、知的財産の創出、保護、活用を促進することを目的として定めるものである。さらに、共同研究者等による機構に対する理解と信頼性を高め、研究開発、ライセンス、事業化（産業化）等に向けた相互の共同作業を促進するものとする。

1. 機構の使命および知的財産に対する基本的考え方

機構は、福島をはじめ東北の被災地が抱える中長期的な課題への対応を通じて、日本そして世界共通の課題解決に貢献し、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、世界最先端の研究、イノベーションと新産業の創出をするべく、国内外に誇れる研究開発を推進し、その研究開発成果の産業化やこれらを担う人材の育成・確保に取り組んでいる。機構で実施する研究開発については、福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の

¹ 知的財産とは、機構の事業活動に関連して創出または取得した全ての知的創作物をいう。それは、発明等に該当するような個別の開発技術等のみならず、各種研究論文、報告書や技術基準類、プログラム、データベース等の著作物、マーク、デザイン、ノウハウ、データ等も含む。

² 知的財産権とは、知的財産の所有や使用等に関する権利であり、法律に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権等をいう。

実現など世界共通の課題の解決も目指すものとし、その実施において福島の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として取り組んでいる。機構における研究開発を、福島をはじめ東北の復興に結び付けるためには、広く企業や関係機関を巻き込みながら、研究開発成果の実用化や新産業創出に着実につなげていく必要がある。

前述の機構に課された使命の下で、福島・世界の課題や機構の研究開発への社会ニーズを的確に捉え、福島における研究開発成果の実用化と新産業創出を最重要課題として、積極的かつ効率的に研究開発に取り組み、価値ある知的財産を「創出」し、研究開発成果を知的財産権として適切に「保護」し、更に、福島をはじめ、東北、さらには国内外の市場において効果的に「活用」することによって、新産業の創出に寄与することを、知的財産に対する基本的考え方とする。

2. 知的財産の創出

まずは、福島・世界の課題や機構の研究開発への社会ニーズを的確に捉えた研究開発テーマを設定する。研究開発テーマを設定する際には、当該技術分野における先行技術や既存の知的財産に関する情報を適切に調査することにより、重複研究や重複投資を防止して効率的な研究開発の実施と研究開発成果の創出を目指すものとする。また、研究開発テーマの企画・立案等の初期段階から、個々の研究開発テーマにおける先行技術調査や公益性、事業性等を踏まえ、オープン・クローズ戦略、標準化戦略、グローバル戦略等を含む効果的な独自の知的財産戦略を策定し、事業化の実現に向けて、戦略的な研究開発と知的財産の創出、保護、活用を推進する。さらに、社会ニーズは常に変化していくものであるため、常に現場の声に耳を傾けるとともに、先行技術調査により国内外の技術開発の進展を踏まえて、研究開発テーマ及び知的財産戦略の適時適切な見直しを行う。これによって、機構の研究開発が福島をはじめ東北の復興に結びつくよう、社会ニーズを満たす研究開発成果の実用化や新産業の創出に着実につなげていくものとする。機構が推進する研究開発により研究開発成果を創出した場合、適時適切な権利化を図るため、機構の就業規則及び職務発明規程並びに契約等（以下、「職務発明規程等」という。）に基づき、研究開発成果を創出した役職員等は、先行技術・関連技術等の調査結果を踏まえ速やかに発明届等を作成し、機構へ届け出なければならない。

また、別途定める「研究開発データポリシー」に基づき、国の公的な研究開発機関として、公的資金を活用し実施した研究開発の過程及び成果のうちの研究開発データを適切に保存・管理し、また、広く利活用を促進することで、科学技術の発展はもとより、産業の振興を目指して取り組む。機構は、当該研究開発データポリシーにて定める研究開発データの管理・公開・共有の基準等に従い、適切な研究開発データマネジメントを実施する。

3. 知的財産の保護（出願から権利化）

機構は、積極的に知的財産の創出を図るとともに、創出した研究開発成果が適切に保護されるよう届出された発明届等を踏まえ、知財担当者を主体に、研究管理者・外部有識者等必要な役職員等とともに出願の要否を迅速に判断し、各種の権利化に努めるものとする。本知的財産ポリシーにおいては、機構の研究開発成果の大部分が特許権による保護の対象となり得るものと想定されるため、特許権を前提として定める。

なお、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権等、特許権以外の知的財産権に関しては、それぞれの知的財産権の特性を考慮したうえで、特許権の取扱いに準じて、保護及び活用を図り、社会還元を図ることとする。この細目については別途定める。

（1）研究発表・論文発表前の特許出願

特許出願された発明に特許権が付与されるためには、当該発明が新規性・進歩性の要件を満たすことが必要であり、そのためには、特許出願が自らの研究発表または論文発表の前に行われている必要がある。自ら後日行った特許出願が、それに先立って自ら発表した内容によって新規性・進歩性が否定されることを防ぐため、当該役職員等による自らの研究開発成果の研究発表または論文発表は、当該役職員等が機構に研究開発成果を報告し、機構が特許出願を実施した後あるいは特許出願を行わない旨の判断をした後でなければならない。

（2）特許を受ける権利（出願する権利）

特許法上、特許を受ける権利は原則として発明者に帰属するが、職務発明規程等に基づき、特許を受ける権利は機構が取得（原始的取得または承継取得）し、機構が推進する研究開発成果は機構に帰属するとともに、権利化し保護が必要な研究開発成果は機構が出願人となって特

許出願を行う。機構は、発明者に対して、別途定める職務発明規程等に基づき相当の報奨を支払うこととする。

機構が外部研究機関等と実施する共同研究等により創出された研究開発成果において、その研究開発成果を生み出す研究開発活動に実質的に関与した発明者が、機構の発明者と外部研究機関等の発明者との共同である場合には、機構と外部研究機関等による共同出願を原則としつつ、事前の協議により締結された共同研究契約書等に記載された条件によって出願人を決定するものとする。機構に課された使命の下、迅速な技術展開を保証し、研究開発成果の社会還元を最大化するため、共同研究契約書等の締結にあたっては、必要に応じて、技術移転を目的とした第三者や機構発ベンチャー等への実施許諾等について、あらかじめ外部研究機関等と包括的な合意を取得できるよう協議する。また、産業化に向けて最適な研究開発成果の帰属形態を選択することとし、研究開発成果の性質や事業化の出口戦略に応じて、機構への単独帰属とし、外部研究機関等に対しては、無償かつ非独占的な実施権の付与等を協議することも選択肢に含めることとする。さらに、研究開発成果を活用して設立されるベンチャー企業にとって、知的財産の流動性は資金調達や事業提携において重要であるため、共同研究等の段階から、将来のライセンススキームや持分譲渡の可能性について柔軟な合意形成を図り、スタートアップの創出を強力に支援する。

機構から外部研究機関等へ委託した委託研究の実施により創出された知的財産について、福島をはじめ東北の復興のための研究開発とその成果の産業化を核に「創造的復興の中核拠点」となるという機構の使命に関して、受託研究機関の十分な理解を得ることが重要である。当該委託研究の実施により創出された知的財産に関し、日本版バイ・ドール規定の適用（受託者が、受託者に課された4つの条件³を約する場合においては、機構は知的財産権を受託者から譲り受けない）を原則としつつ、事業化の促進に向け、必要に応じて、共同出願人としての権利化、実施許諾の可否、サブライセンスの許諾等、委託研究契約書において、協議の上事前に取

³ 4つの条件概要

- i 研究成果が得られた場合には機構に報告すること。
- ii 公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で機構に実施許諾すること。
- iii 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、機構の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- iv 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ機構の承認を受けること。

り決める。機構が委託して行った研究開発成果に関しては、機構が受託研究機関と連携して権利の活用に取り組むことが必要であり、委託研究の実施により創出された知的財産が有効に活用されるよう事前の慎重な協議と取り決めを行う。

（３）出願から権利化

機構は、発明届等によって役職員等から研究開発成果の報告がなされた場合、届出された発明届等を踏まえ、知財担当者を主体に、研究管理者・外部有識者等必要な役職員等とともに出願の要否を迅速に判断する。その際、発明届等とともに、先行技術調査報告書、研究開発成果の活用方針等を考慮し判断する。

特許出願後の拒絶理由通知への応答等の各種手続きに関しては、機構と発明者等が協力して最適な権利化がなされるように努める。

研究開発成果の外国への特許出願については、出願対象国における特許情報検索を精緻に行い、機構の知財担当者をはじめ研究管理者・外部有識者等必要な役職員等と当該国での権利化の可能性を事前に検討したうえで出願の要否を決定する。

なお、役職員等への教育・啓発活動を通じて、組織全体の知的財産リテラシーを醸成し、知財担当者を主体として、適切な出願から事業化までのフローを遂行・遵守する。

（４）ノウハウ等の秘密保持

機構の研究開発成果のうち、特許出願の対象としない研究開発成果であって、有用なノウハウ（秘密情報）等として保護すべき知的財産については、別途定めるサイバーセキュリティ基本方針等に基づき、適切に特定・保護し、これらを安全に管理するための厳格なガバナンス体制を構築し、情報の漏洩防止と秘匿性の維持を徹底する。

（５）知的財産権の維持管理

取得した知的財産権について、特許料の支払い等の適切な維持管理を行う。一方で、研究開発の進展によって、または、第三者の研究開発の進展等の社会情勢の変化に伴い、権利維持が不要となった保有知的財産権については、権利の放棄等、必要な見直しを適切に行う。

4. 権利の活用

機構は、機構が保有する知的財産権の第三者（地元企業等）への実施許諾、または機構発ベンチャー設立による技術移転等を促進して、機構の研究開発成果を事業化し社会に貢献するべく、効果的で効率的な知的財産の活用を行う。

（１）知的財産権の実施

研究開発により得られた知的財産権を、単なる排他的な権利に留めず、機構の研究開発への活用だけでなく、多様なステークホルダーとともに早期に実施し、社会へ還元することを目指す。単独・共有を問わず、保有する知的財産権を柔軟かつ効果的に実施することで、研究開発成果を速やかに人々の生活や産業の発展に結びつける。

（２）実施許諾

機構が単独で保有する知的財産権の第三者への実施許諾については、対象となる知的財産権の有効性、許諾希望者の事業実態、実施許諾後の許諾希望者による機構や社会への貢献度合等を総合的に考慮し、実施許諾契約にかかる条件、適正な実施料を案件ごとに許諾希望者と協議して設定する。なお、発明者の研究意欲の向上と研究開発成果の速やかな社会還元を促進するため、必要に応じて、発明者への無償または低額の実施許諾も可能な運用とする。

機構が共同で保有する知的財産権の第三者への実施許諾については、共同研究契約書に記載した権利義務に沿って共有者と十分な検討を行い、機構の使命に基づいて当該知的財産権の有効活用を図るべく適正な条件を協議の上設定することとする。その際、共有者には、機構が、機構の研究開発成果を福島をはじめ、東北、さらには国内外の市場において効果的に事業化することを最大の使命としていることを十分に理解するよう求めていく。

（３）ベンチャー設立等による技術移転

研究開発成果の社会実装を加速させるため、機構自らによるベンチャー企業の設定や地元企業等への技術移転を積極的に推進する。その際には、機構の使命や、事業のフェーズ、発明者の意向に基づき、発明者の経営への参画を含めた支援体制や実施条件の最適化を適時適切に図り、新産業の創出と地域社会の発展に貢献する。

(4) 権利活用等による実施料収入の発明者への還元

機構の研究開発成果の活用により実施料収入等が発生した場合には、規程や契約書等に基づきその実施料収入等を機構や発明者等に適切に分配する。

5. 産学官連携の推進

機構の研究開発成果を事業化、新産業の創出につなげるためにも、また、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を図るためにも、機構は企業や大学等との共同研究等の産学官連携を推進する。

(1) 共同研究等における知的財産に係る方針

機構が外部研究機関等と実施する共同研究等により創出された発明等の知的財産の権利化に際しては、その創出に貢献した度合いに基づいて持分を設定し、共同研究契約書等で規定する。なお、共同研究契約書等には、機構が、共同研究によって得られる研究開発成果を福島はじめ、東北、さらには国内外の市場において効果的に事業化することを最大の使命としていることを明記する。

(2) 委託研究における知的財産に係る方針

機構から外部研究機関等へ委託した研究開発の実施に当たっては、福島をはじめ東北の復興のための研究開発とその成果の産業化を核に「創造的復興の中核拠点」となるという機構の使命に関して、受託研究機関の十分な理解を得るよう努める。当該委託研究の実施により創出された知的財産に関しては、前述のとおり、受託者が、受託者に課された4つの条件を約する場合においては、機構は知的財産権を受託者から譲り受けないこととするが（本ポリシー3.

(2)参照)、機構の使命を達成するために、受託者と協力して研究開発成果の事業化に取り組んでいくこととする。

6. 人材の育成等

機構は、知的財産を保護・活用するためのリテラシーを、組織にとって不可欠な専門能力と位置づけ、階層別の教育プログラムや各種研修を体系的に実施し、研究開発の初期段階から知

的財産戦略を意識する知的財産リテラシーを役職員等に浸透させ、研究開発成果の価値を正しく理解し、社会実装へと繋げることができる創造的な組織文化を醸成する。

7. その他協議事項

本知的財産ポリシーで規定されていない事項については、その都度、機構の使命等に基づき、機構の知財担当者の発議をもって更新する。